

鎌倉市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成26年（2014年）ごろから、自然減を社会増が補う拮抗状態が続いている。また、年齢3区分別の人口推移をみると、生産年齢人口と年少人口は減少を続けている反面、老年人口は継続して増加し、年齢構成のアンバランス化が進んでいる。

国立社会保障・人口問題研究所による推計値では、平成27年（2015年）から総人口が減少する一方で、老年人口比率は今後も増加すると予想されており、生産年齢人口の減少が危惧されている。

産業構造については、平成28年（2016年）の経済センサス活動調査によると、従業員30人未満の企業が94.7%を占めており、市内企業の多くは中小企業である。

鎌倉商工会議所が中小企業を対象として実施した令和4（2022年）10月-12月期の中小企業景況調査によると、全業種業況DIは前期に引き続き低下傾向が見られており、円安、原油高に起因する原材料費の高騰やコロナ禍の影響による人手不足等がその主な要因と考えられる。

また、地域経済分析システム（RESAS）における平成28年（2016年）の労働生産性の分析結果においてもその影響があらわれており、全国平均の5449千円／人に対して、本市では3770千円／人と、全国平均を大きく下回る結果となっている。

こうした状況を勘案し、先端設備の導入による労働生産性の向上を実現し、地域経済の活性化を図るため、中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定するものである。

(2) 目標

先端設備の導入による、市内中小企業者の労働生産性向上を図るため、計画期間の2年間で合計10件の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、鎌倉市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促進し、本市産業全体の労働生産性を向上させるため、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

○ 事業の認定について

次のいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組であること。
- ・ 市税を滞納している中小企業者が実施する取組であること。
- ・ 公序良俗に反する取組であること。
- ・ 反社会的勢力との関係が認められる中小企業者が実施する取組であること。

○ 状況調査について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、市から状況報告を求められた際には、次の内容を報告しなければならない。

- ・ 導入した先端設備の名称／型式・導入時期
- ・ 労働生産性に係る事項
営業利益、人件費、減価償却費の合計を労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除した金額及び対前年度伸び率
- ・ 労働生産性の目標を達成できなかった場合、その理由

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。